

令和5年度 電子情報処理組織使用開始申出に係る日程について (お知らせ)

令和4年10月20日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づく少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の製造・輸入に係る申出並びに中間物等の製造・輸入実績に係る報告について、**電子情報処理組織（e-Gov）を通じてオンラインで行う際には、「申出者コード」（ユーザID：数字5桁）**が必要となります。

申出者コードは、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号）第16条第1項に基づき、**電子情報処理組織使用開始申出に係る申出書類（様式第15）**を提出いただくことにより取得できます。

令和5年度における申出書類の受付日程（受付締切日）は、次のとおりです。

1. 申出書類の受付日程について

申出書類は随時受け付けており（各回において、受付締切日までに到着した申出書類を受け付けます。）、提出してから直近に迎える受付締切日の概ね3週間後に、「申出者コード」が記載された通知文を発送します。

	申出書類の受付締切日（必着）	通知文発送予定日
第1回	令和5年4月3日（月）	申出書類の受付締切日の 概ね3週間後
第2回	令和5年5月1日（月）	
第3回	令和5年6月1日（木）	
第4回	令和5年8月1日（火）	
第5回	令和5年9月1日（金）	
第6回	令和5年10月2日（月）	
第7回	令和5年11月1日（水）	
第8回	令和5年12月8日（金）	
第9回	令和6年1月11日（木）	
第10回	令和6年3月1日（金）	

※万一、上記受付締切日に変更が生じる場合は、その1か月前までにホームページにて公表することとします。

2. 注意事項

- ・一度取得された申出者コードは、更新の必要はなく、以降の電子申出でも引き続き使用できます。
- ・少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の製造・輸入に係る電子申出、中間物等の製造・輸入実績に係る電子報告のいずれにも、同じ申出者コードを使用できます。

3. 参考資料

申出書類として、必要事項を記載した電子情報処理組織使用開始申出書（様式第 15）正本 3 部（書面）及び返信用封筒について、簡易書留又は書留での郵送にて提出いただきます。

また、様式第 15 の記載内容（会社名、所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、電子情報処理組織使用変更届出書（様式第 16）正本 3 部（書面）の提出による変更手続が必要となります。

これらの手続の詳細については、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「e-Gov 電子申請システムによる電子申請を行う場合の事前手続について」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html

4. 翌年度の日程のお知らせについて

「令和 6 年度 電子情報処理組織使用開始申出に係る日程について」のお知らせは、令和 5 年 10 月中を目途に公表する予定です。

5. お問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

（電話）03-5253-1111（内線 2428）

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

（お問合せフォーム）

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

※お問い合わせ種別は、化審法（新規化学物質申請【通常、低生産量、少量、高分子】））を選択してください。

（電話）03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

（電話）03-5521-8253